

<タイトル> 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく命令について

<本 文>

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の特定空家等と認められる建築物の所有者等に対し、佐渡市において初めてとなる法第14条第3項の規定による命令を次のとおり行いました。

命令の内容

令和2年6月10日までに倒壊のおそれがある対象空家等の全部を解体・撤去、並びに既崩落部分の廃材の撤去をするよう、命令を行いました。

命令の実施日

令和2年3月2日(月曜日)

命ずるに至った事由

当該建築物は外壁材等の落下が著しく、隣接する建築物への被害並びに前面道路の通行人等に危害が及ぶ危険性が高く、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態のため。

所在地

佐渡市河原田本町183番地

構造・規模等

鉄骨造3階建 約486平方メートル

位置図



本件についての問合せ先
佐渡市役所 環境対策課
環境対策係 佐々木、坂下
電話(直通)0259-63-3113